四〇四　時分割多元接続方式狭帯域デジタルコードレス電話の無線局、時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の無線局、時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の無線局又はＰＨＳの無線局に使用する無線設備の技術的条件等を定める件の一部を改正する件　一八　265　一〇〇

四〇五　無線局免許申請書等に添付する無線局事項書等の各欄の記載に用いるコード（無線局の目的コード及び通信事項コードを除く。）を定める件の一部を改正する件　一八　265　一〇一

四〇六　シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局の送信装置であって、時分割複信方式を用いるもの及びローカル５Ｇの無線局の技術的条件を定める件の一部を改正する件　一八　265　一〇二

四〇七　キャリアアグリゲーション技術を用いて行ってはならない通信を定める件の一部を改正する件　一八　265　一〇四

四〇八　周波数割当計画の一部を変更する件　一八　265　一〇四

四〇九　電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件　二一　267　一三六

四一〇　電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件等の一部を改正する件　二一　267　一三七

四一一　周波数割当計画を作成する件　二二　268　一三〇

四一二　計算担当機関の指定に関する規程の一部を改正する件　二四　三

四一三　国際電気通信連合憲章に規定する無線通信規則を改正する件　二四　272　二五

四一四　特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律第三十条の規定に基づき公示をする件　二五　六

四一五　電波天文業務の用に供する受信設備を指定した件　二五　六

四一六　電波法第百三条の二第二項の総務大臣が指定する周波数を定める件の一部を改正する件　二五　273　一八

四一七　電波法施行規則第十五条の二第二項第一号及び第三号の規定に基づき、同項第一号及び第三号の無線局に使用させる電波の周波数を定める件の一部を改正する件　二五　273　一八九

四一八　登録検査等事業者等規則第十七条及び別表第五号第三の三⑵の規定に基づき、平成二十三年総務省告示第二百七十八号（登録検査等事業者が行う検査の実施方法等及び無線設備の総合試験の具体的な確認の方法を定める件）の一部を改正する告示　二五　273　一九〇

四一九　登録検査等事業者等規則第二十条及び別表第七号第三の三⑵の規定に基づき、平成二十三年総務省告示第二百七十九号（登録検査等事業者が行う点検の実施方法等及び無線設備の総合試験の具体的な確認の方法を次のように定める件）の一部を改正する告示　二五　273　一九二

四二〇　電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第七条第五号の規定に基づき、令和二年総務省告示第百八十号（電波法施行規則第七条第五号の規定に基づく特定実験試験局として使用可能な周波数の範囲等を定める件）の一部を改正する告示　二五　273　一九四

四二一　政治資金規正法の規定による政治団体の解散に係る収支に関する報告書の提出があったので要旨（令和元年分～令和二年分）を公表する件　二五　275　七七

四二二　政治資金規正法の規定による政治団体の届出があったので公表する件　二五　275　八二

四二三　政治資金規正法の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので公表する件　二五　275　八三

四二四　政治資金規正法の規定による政治団体の解散の届出があったので公表する件　二五　275　八四

四二五　政治資金規正法の規定による資金管理団体の届出があったので公表する件　二五　275　八四

四二六　政治資金規正法の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があったので公表する件　二五　275　八四

四二七　政治資金規正法の規定による資金管理団体の指定の取消しの届出があったので公表する件　二五　275　八四

四二八　調査票情報の提供等に係る依頼書等の様式を定める件の一部を改正する件　二五　275　八五

四二九　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令第二十条ただし書の総務大臣の定める方法を定める件を廃止する件　二八　277　一五三

四三〇　本邦外に在住する日本人向けの広報を送信する無線局の運用に関する件の一部を改正する件　二八　277　一五三

四三一　シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局の送信装置であって、時分割複信方式を用いるもの及びローカル５Ｇの無線局の技術的条件を定める件の一部を改正する件　二八　278　一四三